



# 総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

## 公的機関に求められる ホームページ等のアクセシビリティ対応

平成30年1月

総務省 情報流通行政局

情報流通振興課 情報活用支援室

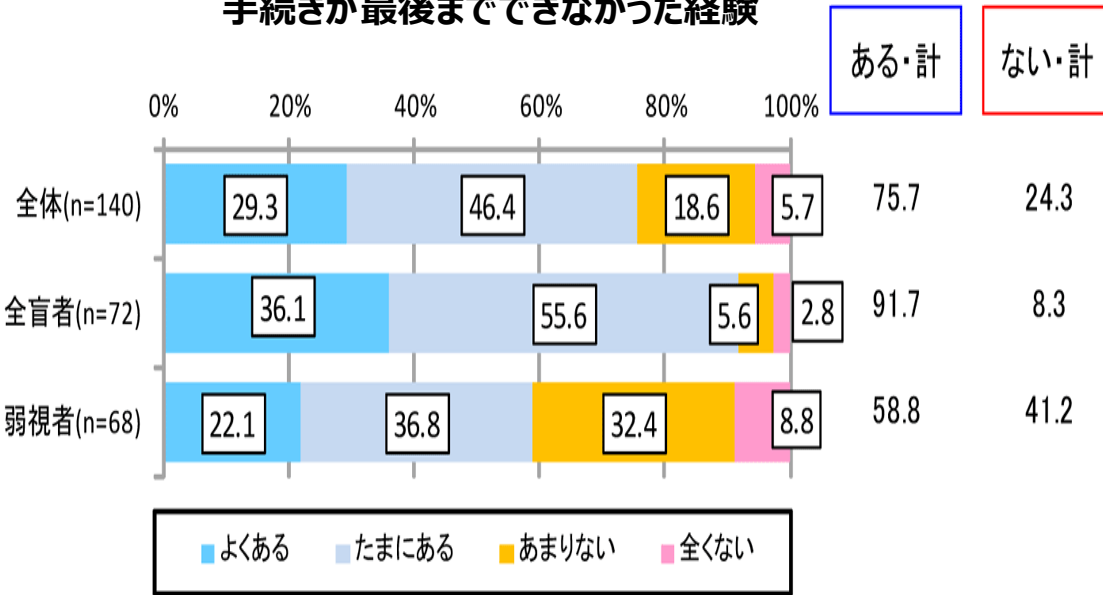
- 1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景**
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等

## 障害者のインターネット利用率

視覚障害者91.7%、聴覚障害者93.4%、肢体不自由者82.7%、知的障害者46.9%

総務省「障がいのある方々のインターネット等の利用に関する調査研究」(2012年)

**表1** パソコン利用時にWeb上にバリアがあることで、ほしかった情報が見られなかったり、手続きが最後までできなかった経験



**表2** パソコンからインターネット利用時に困ること

全盲者 (n=72)	
スクリーンリーダーで読み上げられないPDF やフォーム (お問い合わせなどの入力項目) がある	94.4%
画像や写真などに説明文がないため、スクリーンリーダーで読み上げられない	86.1%
画像認証の利用が困難もしくは利用できない (ログイン作業など、毎回違う画像上に表示された文字を入力すること)	84.7%
ページレイアウトや構造が複雑過ぎる、または構造化されていない	73.6%
情報量やリンクが多過ぎる	59.7%

日経BPコンサルティング「障害者のインターネット利用実態調査 (視覚障害者)」(2014年)

→障害者がインターネットを活用して情報を入手しやすくなるような措置が必要。  
(ウェブアクセシビリティの確保)

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味します。

## ○ウェブアクセシビリティの必要性

インターネットの普及により、健常者と同様に高齢者や障害者にとってホームページ等は重要な情報源となっています。

しかし、情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切に対応をしていないと、高齢者や障害者が、ホームページ等から情報を取得できなかつたり、ウェブ上の手続きができないという問題が発生し、社会生活で多大な不利益が発生したり、災害時等に必要な情報が届かない状況となれば生命の危機に直面する可能性があります。

- 障害者については、**障害者権利条約**（2014年に批准）において、「**障害者が情報通信（インターネットを含む）を利用する機会を有することを確保するための適切な措置を講じ、それを妨げる障壁を撤廃すること**」（条約第9条）との規定。
- これに関連し国内法（**障害者基本法、障害者差別解消法**等）で国の責務を明記。
  - 国及び地方公共団体は、（中略）**行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない**（障害者基本法第22条）。
  - 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、**自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない**（障害者差別解消法第5条）。

- 避難所等の情報や地図が画像PDF（スキャナーでスキャンしたもの等）のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障害者が避難情報を得られない。
- 市長の会見の様子が字幕のない動画のみで掲載され、字幕やテキストの会見録がないため、聴覚障害者が内容を把握できない。
- ホームページがキーボードのみで操作できるように作られておらず、手の動作が不自由でマウスを使うことができない利用者がホームページを利用することができない。
- 背景と文字の色のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障害者が閲覧しにくい。 コントラスト
- ホームページが構造化されておらず、機械判読可能（機械やコンピューターで直接読み取って利用できる形式であること）でないため、外国人が自動翻訳ソフトを使用した際にうまく翻訳されない。

ウェブアクセシビリティ対応は障害者のためだけの特別な対応ではない。誰も障害者と同様の状況になり得る。一般の利用者のためにもウェブアクセシビリティ対応が必要。

- 一時的な怪我、病気（交通事故でギブスをはめて腕が使えない、目の病気で眼帯を付けていて目が見えない等）
- 加齢による変化
  - 加齢による視力低下（老眼、水晶体の変化（黄色がかって見える、暗く見える、ぼやけて見える）等）
  - 中高年に多い目の病気（白内障、緑内障等）  
※70代後半の約半数が黄変化を伴う白内障
  - 加齢による聴力低下
- 外国人旅行者（日本語を理解できない外国人が、旅行中に震災にあった場合に、避難情報等を得られるか）

また、ウェブアクセシビリティ対応を行えば、ユーザビリティが向上し、利用者の満足度向上、窓口への問合せ減少による業務効率化につながる。

1. 公的機関がウェブアクセシビリティ対応を求められる背景
2. ウェブアクセシビリティに関する規定、ガイドライン等



## 障害者差別解消法

ウェブアクセシビリティは、「合理的な配慮を的確に行うための環境の整備」の一環と位置づけられ、事前的改善措置として計画的な推進が求められている。

### J I S X 8 3 4 1 - 3

- ウェブコンテンツのアクセシビリティに関する日本工業規格（J I S）
- ウェブアクセシビリティを確保するための61項目の達成基準を規定。
- 61項目の達成基準は、A（最低レベル）、AA、AAA（最高レベル）の3つの適合レベルに分類。

### みんなの公共サイト 運用ガイドライン

- 公的機関におけるウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組の支援を目的とした手順書。
- 2017年度末までにJ I S X 8 3 4 1 - 3の適合レベルAAに準拠することが目標。

#### <適合レベルAの項目例>

- 画像や動画等に代替テキスト（視覚障害者等が音声読み上げソフトを使用する際、画像や動画等の代わりに読み上げるテキスト）を提供する。
- 動画の音声情報を字幕として提供する。
- 全てのコンテンツをキーボードのみで操作可能にする。

#### <適合レベルAAの項目例>

- 動画に音声解説を提供する。
- テキストは、機能やデザインを損なうことなく200%まで拡大できるようにする。
- 文字画像ではなくテキストで情報提供する。

公的機関がウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に取り組む際の実践の支援を目的として作成された**手順書**

## ○運用ガイドラインの対象となる団体

### **国及び地方公共団体等の公的機関※**

※議会、教育委員会、図書館、外郭団体等の関係機関等、学校、病院、独立行政法人、公的なサービスを提供している企業も含む。  
ただし、これらの団体のホームページについては、各団体の事情を踏まえ、地方公共団体又は国の機関としての取組対象とするか、別組織と位置付けて取組を促すか判断してください。

## ○運用ガイドラインにおいて対応が求められる対象

### **ウェブアクセシビリティへの対応が求められている対象は、全てのウェブコンテンツ。**

- 公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）
- 関連サイト（公式ホームページとは別に管理運営しているホームページ（例：観光用サイト、イベント用サイトなど）。指定管理者を含む外部事業者へ委託して公開しているものを含む。）
- ウェブアプリケーション、ウェブシステム（例：電子申請、施設予約、各種情報検索、蔵書検索など）
- スマートフォン向けサイト、携帯電話向けサイト
- KIOSK端末等で提供されるウェブコンテンツ（例：公共施設等に置かれたタッチパネル式の電子申請、施設予約など）
- CD等の媒体に収録して配布するウェブコンテンツ（例：マニュアルなど）
- 団体内で職員向けに運用するイントラネットのウェブコンテンツ
- 業務アプリケーション（例：文書管理、財務会計、住民情報管理など）のうち、ウェブ技術で作成され、ウェブ上で利用されるもの

**公式ホームページ（公式ホームページのスマートフォン向けサイトを含む）について最優先で対応することとし、その他についても優先順位を検討し、対応を行ってください。**

①ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開していない団体は、速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開する。

○『ウェブアクセシビリティ方針』とは

ウェブアクセシビリティを確保するため、取り組む対象範囲、目標とする適合レベル（A，AA，AAA）及び対応度（準拠、一部準拠等）、目標を達成する期限等を示す方針。

②提供するホームページ等について、遅くとも2017年度末までにJIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）する。

○『JIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠』とは

ウェブアクセシビリティ基盤委員会が独自に定めた、ウェブコンテンツが『JIS X 8341-3:2016』にどのように対応しているかを表記するための表記方法の一つ。

レベルAに一部準拠：レベルAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAに準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。

レベルAAに一部準拠：レベルAの全ての達成基準を満たす。しかし、レベルAAの達成基準を一部満たしていない。

レベルAAに準拠：レベルA、レベルAAの全ての達成基準を満たす。

③1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を公開する。

○『ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表』とは

ウェブアクセシビリティ確保のための取組について、毎年継続的に確認・評価するための表。「団体全体としての取組確認・評価シート」、「個々のホームページ等取組確認・評価シート」の2つの表で構成される。

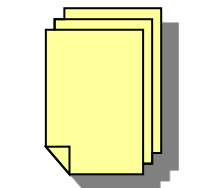
# 総務省のこれまでの取組

国・地方公共団体等のホームページが、障害者や高齢者を含め、誰でも円滑に利用できるものとなるよう、平成27年度より公的ホームページのバリアフリー化等を推進。

3年目の平成29年度は、国・地方公共団体等（約1,850団体）が公式ホームページのバリアフリー化をどの程度実現しているか、詳細に調査・分析し、今後の改善ポイントを明確化。あわせて、結果をランキングにするなどして分かりやすく可視化し、取組みが遅れている団体の速やかな対応を促進する。

## 【概要】

運用ガイドライン及び評価ツールの改定・充実

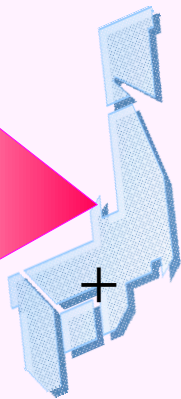


みんなの公共サイト運用ガイドライン



みんなのアクセシビリティ評価ツール miChecker

運用ガイドライン等を公的機関へ配布

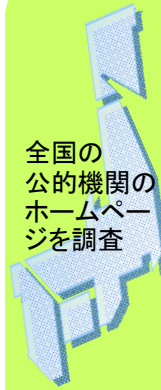


全国11箇所で公的機関向けウェブアクセシビリティ講習会を開催



ウェブアクセシビリティ講習会の開催により、職員の知識・スキル向上を促進

全国の公的機関のホームページを調査



ランキング化

1位	〇〇市
2位	〇〇市
3位	〇〇市
・	
・	
・	

調査結果を分析し、今後の改善ポイントを明確化。団体ごとの対応状況をランキングにするなど分かりやすく可視化。

ウェブアクセシビリティを確保

運用ガイドライン・評価ツールの改定・充実（平成27年度）

普及・啓発（平成28年度）

取組の調査（平成29年度）

## ○平成29年度

- ・国及び地方公共団体の公式ホームページを対象に、miCheckerを用いてウェブアクセシビリティ対応状況調査（JIS X 8341-3への対応状況調査）を行う。
  - 実施にあたっては、各団体あてに総務省委託先より実施内容について周知文書を送付
- ・調査結果については、ランキング化（団体種別別、全団体）するなど、各団体の取組状況を可視化し、公表する。（平成29年度中を予定）
  - （個別の調査結果については、各団体宛に郵送予定（2月予定））
- ・調査結果について、説明会を開催する（1月、東京・大阪）。

## ○平成30年度以降

引き続き、公的機関のウェブアクセシビリティ対応の取組を促進するための施策（ウェブアクセシビリティ対応状況調査の継続実施、範囲拡大等）を実施。

ウェブアクセシビリティの確保・維持・向上に計画的かつ継続的に取組を！

**参考**

## 障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

### 通称：障害者権利条約

2006年12月13日国連総会 採択、2008年5月3日発効。日本では2007年9月28日署名、2014年1月20日批准書寄託、同年2月19日効力発生。

障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定している条約

- 例 ・障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止
- ・障害者が社会に参加し、包容されることを促進
- ・条約の実施を監視する枠組みを設置 等

### 第九条 施設及びサービス等の利用の容易さ

1 **締約国は、**障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、**情報通信（情報通信機器及び情報通信システムを含む。）**並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービス**を利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。**この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設（学校、住居、医療施設及び職場を含む。）

(b) **情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）**

2 締約国は、また、次のことのための適当な措置をとる。

(略)

(f) 障害者が情報を利用する機会を有することを確保するため、障害者に対する他の適当な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害者が新たな情報通信機器及び情報通信システム（インターネットを含む。）を利用する機会を有することを促進すること。

(h) 情報通信機器及び情報通信システムを最小限の費用で利用しやすいものとするため、早い段階で、利用しやすい情報通信機器及び情報通信システムの設計、開発、生産及び流通を促進すること。



## 障害者基本法（昭和45年法律第84号）

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律

（地域社会における共生等）

第三条（前略）次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

三 **全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**

（国及び地方公共団体の責務）

第六条 **国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。**

（障害者基本計画等）

第十一条 **政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。**

（略）

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第二十二条

2 **国及び地方公共団体は、（中略）、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。**



## 障害者基本計画

「障害者基本法」に基づき策定された「障害者基本計画」に即して、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進に政府一体で取り組む。

現行の第3次障害者基本計画は平成25年9月に閣議決定（平成29年度までの5年間を対象）。

### 第4次障害者基本計画の策定

現在、内閣府障害者政策委員会（委員長：静岡県立大学教授 石川 准）において、障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見（案）を作成中。

第4次基本計画の対象期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間。

### 障害者基本計画(第4次)本文案（該当箇所抜粋）

#### Ⅱ 基本的な考え方 3. 各分野に共通する横断的視点（2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

（略）社会のあらゆる場面でICT（情報通信技術）が浸透しつつある。こうした新たな技術を用いた機器やサービスは、新たな社会的障壁となる可能性がある一方で、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴もあり、社会的障壁の除去の観点から、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進する。（略）

#### Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

##### 【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。

##### （4）行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、**ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に即した必要な対応を行う。**また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。〔2-(4)-2〕（赤字下線部分が第4次計画で追加される予定の部分）

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行





障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

この法律では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人）や民間事業者に対して、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

### ○「合理的配慮の提供」とは

障害者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じた措置を講じること。

例. 車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある方の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応すること

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 <sup>(注)</sup> <small>※民間事業者には、個人事業 業者、NPO等の非営利事業 業者も含まれます。</small>	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなければ なりません。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）

通称：障害者差別解消法、平成28年4月1日施行

障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律

また、法律では、行政機関等及び事業者に対して、「合理的配慮の提供」を的確に行うために必要となる「環境の整備」に努めることを求めています。

### ○「合理的配慮の提供」（法律第七条、第八条）と「環境の整備」（法律第五条）の関係

「合理的配慮」は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、

「環境の整備」は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置。

例. 車いすの方が段差のある場所を移動する際に手助けすることが「合理的配慮の提供」、スロープを設置し段差を解消することが「環境の整備」  
ホームページ掲載情報が音声読み上げソフトで読み上げることができないと問合せがあった場合、問合せ者に音声読み上げソフトで読み上げることが可能なテキストファイル等を提供することが「合理的配慮の提供」、音声読み上げソフトで読み上げ可能になるようにホームページを修正することが「環境の整備」

合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながることから、「合理的配慮の提供」と「環境の整備」の施策について連携して進めることが重要である。

ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、**環境の整備**として位置づけられており、行政機関等及び事業者は、事前的改善措置として計画的に推進することが求められています。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 **行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。**

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第七条 **行政機関等※は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。**

2 **行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**

※行政機関等：国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、及び地方独立行政法人（同法第二条第三項）



## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針※

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

### 3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

エ **合理的配慮は、**障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の**環境の整備**（「第5」において後述）**を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。**（後略）

ア（前略）なお、**合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。**

第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

### 1 環境の整備

**法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置**（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）**については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。**（中略）

**障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、**ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、**環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。**

# ウェブアクセシビリティに関する規格・ガイドラインの動向

## 世界での動き

平成11年5月

ウェブアクセシビリティガイドライン※<sup>1</sup> 1.0  
(W3C/WAI※<sup>2</sup>)

平成20年12月

ウェブアクセシビリティガイドライン2.0

平成24年10月

ウェブアクセシビリティガイドライン 2.0が  
ISO/IEC40500:2012※<sup>3</sup>として承認  
(ウェブアクセシビリティガイドライン2.0 = ISO/IEC40500:2012)

## 国内での動き

平成2年6月  
(平成12年6月改定)

情報処理機器  
アクセシビリティ指針  
(通産省告示)

平成16年6月

高齢者・障害者等配慮設計指針  
(第3部：ウェブコンテンツ)  
(日本工業規格JIS X8341-:2004)  
(経済産業省)

平成22年8月改定

日本工業規格JIS X8341-3 : 2010  
(経済産業省)

平成28年3月改定

日本工業規格JIS X8341-3 : 2016  
(経済産業省)

平成11年5月

インターネットにおける  
アクセシブルなウェブコンテンツ  
の作成方法に  
関する指針  
(郵政省、厚生省)

平成17年12月

みんなの公共サイト運用モデル  
(総務省)

平成23年3月改定

みんなの公共サイト運用モデル  
(2010年度版)  
(総務省)

平成28年4月公開

みんなの公共サイト運用ガイドライン  
(2016年版)  
(総務省)

みんなのアクセシビリティ評価ツール  
miChecker Ver.1.0  
(総務省)

みんなのアクセシビリティ評価ツール  
miChecker Ver.2.0  
(総務省)

国内規格 (JIS) の策定

ウェブアクセシビリティガイド  
ライン2.0を踏まえた改正

国内規格 (JIS) が国際規格  
(ISO/IEC40500:2012)  
と完全一致するように改正

- ※1 ウェブアクセシビリティガイドライン：W3Cにより定められたウェブページのアクセシビリティに関するガイドライン
- ※2 W3C (World Wide Web Consortium)：ウェブで利用される技術を扱う国際的な標準化団体  
WAI (Web Accessibility Initiative)：W3C内に組織されているウェブアクセシビリティの向上を目的とした団体
- ※3 ISO (International Organization for Standardization：国際標準化機構)：様々な分野の技術を扱う国際的な標準化団体  
IEC (International Electrotechnical Commission：国際電気標準会議)：電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体